

第2節 自然環境

1 里山や谷津田などの保全

【現状と課題】

里山や谷津田は野生動植物の貴重な生息場所となっています。しかしながら、社会環境や生活環境の変化により里山が管理されなくなり荒廃しつつあります。また、地球温暖化対策の観点からも緑地の保全は大切なことです。

市では平成20年度から県の森林湖沼税を活用した「身近なみどり整備推進事業^{*1}」を取り入れ、地域住民と連携し、森林整備を推進しています。また、里山の下草刈などの保全活動に取り組んでいる市民団体もあります。現在残されている環境を保全することはもちろんのこと、再生・創造が望まれます。

施策の方向性

まちの骨格を形作る主要な緑地の保全・再生・創造を目指します

【目標・目標値】

★里山や谷津田を保全・再生・創造し増やしていくことを目指します。

(単位：％，森林の面積・ha)

指 標	2002 年度 (平成 14 年度)	2009 年度現在値 (平成 21 年度)	2016 年度目標値 (平成 28 年度)
自然と調和した土地利用に満足している市民の割合	10.9	37.7 ※1	80.0
緑に親しめる公園・緑地に満足している市民の割合	52.2	60.4 ※1	65.0
豊かな自然に満足している市民の割合	62.0	42.5	80.0
森林の面積	655	639	639

※1 まちづくり市民アンケート結果（平成20年8月）より

《重点施策》

- ①市、市民、市民団体などが参加し自然環境を保全・再生・創造する組織を作ります。
- ②身近な里山や谷津田などの自然環境を調査し、適切な保全・再生・創造を推進します。

^{*1} 身近なみどり整備推進事業：

市町村と森林所有者、地域住民等が10年間の森林転用の禁止などを定めた保全管理協定を締結し、整備実施後の森林の維持管理を支援する制度。

主体別取り組み事項

[市ができること]

- ◇ボランティアの募集を行うなどで、里山や谷津田などの保全・再生・創造を推進します。
- ◇里山の面積と所有者を調査し、所有者の意向を踏まえて保全方法について検討します。
- ◇優先的に保全すべき里山、谷津田などの自然環境を保全します。

[事業者ができること]

- ◇里山や谷津田などを保全・再生・創造するための活動に協力します。
- ◇工場建設などの際は、法律や条例の対象にならない場合でも可能な限り自然環境に配慮します。

[市民、滞在者ができること]

- ◇里山や谷津田などを保全・再生・創造するための活動に積極的に参加します。
- ◇優先的に保全すべき里山、谷津田などの自然環境の保全に協力します。

[市民団体ができること]

- ◇緑と生き物の保護を推進するためのネットワークづくりを推進します。
- ◇里山や谷津田などを保全・再生・創造するための活動に積極的に参加します。
- ◇優先的に保全すべき里山・谷津田などの自然環境の保全に協力します。

2 水辺環境の保全

【現状と課題】

生活排水などによる水質の悪化，コンクリート護岸などにより生物の生息しにくい水辺・河川が多く見られます。生物の住みやすい水辺や河川環境づくりが求められています。

牛久沼水辺公園では白鳥をはじめ多くの野鳥が観察でき，憩いの場として多くの人に親しまれています。平成 19 年度には牛久沼漁業組合の協力を得て，古代ハスの復元がなされました。また，江川や小貝川周辺では市民団体による花の植栽やフラワーフェスティバルが行われています。

その他，小中学校ではビオトープを整備し，子どもたちの環境学習の場としても活用されています。これからもこのような取り組みの充実を図っていくことが重要です。

施策の方向性

水辺の緑化・保全により環境の質を高めることを目指します

【目標・目標値】

★市内の河川や湖沼などの水辺を，ふれあい・親しみのある水辺環境とすることを目指します。

★水辺を保全し，野生動植物が持続して生息できる環境とすることを目指します。

(単位：%)

指 標	2002 年度 (平成 14 年度)	2009 年度現在値 (平成 21 年度)	2016 年度目標値 (平成 28 年度)
水の豊かさに満足している 市民の割合	19.2	31.3	50.0
水に親しめる河川環境に満 足している市民の割合	20.3 ※1	36.3 ※2	50.0

※1 まちづくり市民アンケート結果(平成 15 年 8 月)

※2 まちづくり市民アンケート結果(平成 20 年 8 月)

《重点施策》

- ①牛久沼・蛇沼・小貝川・旧小貝川・中沼・江川など水辺の自然を残し，ふれあい，親しみのある水辺を保全，創造します。
- ②河川，湖沼などの水辺を保全し，野生動植物が生息できる環境の整備に努めます。
- ③水と緑と町並みが調和した市民の憩いの場所の確保に努めます。

主体別取り組み事項

[市ができること]

◇旧小貝川の保全に努めます。

- ◇河畔林の保全を推進します。
- ◇蛇沼の水位を確保し生物多様性^{*1}を向上させます。
- ◇市民などによる定期的な清掃作業を推進します。
- ◇自然に配慮した牛久沼水辺公園の利用を推進します。

[事業者ができること]

- ◇ボランティアによる護岸の木々剪定やごみ拾い活動など、自然環境の保全活動に積極的に参加します。
- ◇不法投棄やポイ捨ての防止に努めます。

[市民、滞在者ができること]

- ◇ボランティアによる護岸の木々剪定やごみ拾い活動など、自然環境の保全活動に積極的に参加します。
- ◇不法投棄やポイ捨ての防止に努めます。

[市民団体ができること]

- ◇ボランティアによる護岸の木々剪定やごみ拾い活動など、自然環境の保全活動に積極的に参加します。
- ◇不法投棄やポイ捨てを防止するための活動を推進します。

^{*1} 生物多様性：

生物多様性とは、地球上の生物が複雑で多様な生態系そのものであることを示す言葉。しかし、自然環境の悪化に伴い、この生物の多様性が、これまでにない早さで刻一刻と失われつつある。

3 農村環境の保全

【現状と課題】

農業が環境に及ぼす負荷を軽減するために、家畜糞尿を原料とした堆肥づくりやその堆肥等を利用した有機農業の振興を図り、資源循環型のまちづくりを推進していく必要があります。

そのような中、市では平成20年4月に「水稻空中防除中止に向けた行動計画」を策定し、各農家に空中散布の中止を呼びかけ、無人ヘリコプターへの転換が図られ、散布面積も年々減少しています。

また、茨城県のエコファーマー認定者*1も年々増え、平成21年度は61件という状況です。

今後も、食の安全・安心を推進するためにも減化学肥料や農薬の適正使用などによる環境保全型農業の推進の強化が望まれます。

【水稻病害虫防除薬剤空中散布面積の推移】

(単位：ha)

区分	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)
有人ヘリ	1,328	992	889	784	0
無人ヘリ	220	330	326	373	904
計	1,548	1,322	1,215	1,157	904

【エコファーマー認定者の推移】

(単位：件)

区分	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)
エコファーマー認定者	39	50	61

施策の方向性

環境に配慮した農地利用を促進し、自然破壊の防止を目指します

【目標・目標値】

★環境保全型農業*2の推進を目指します。

★遊休農地*3を有効に利用しながら農村環境の保全を目指します。

*1 エコファーマー認定者：

環境に配慮し、土づくり、化学肥料低減、化学農薬低減の3つの技術に一体的に取り組む農業者を県が認定する制度。

*2 環境保全型農業：

可能な限り環境に負荷をかけない、または少ない農業、農法のこと。

*3 遊休農地：

もともと耕作されていたが、過去1年間以上作付けされていない農地を指す。

(単位 : ha)

指 標	2002 年度 (平成 14 年度)	2009 年度現在値 (平成 21 年度)	2016 年度目標値 (平成 28 年度)
水稲病害虫防除薬剤空中散布面積	1,891	904	0

《重点施策》

- ①農薬の適正使用を推進します。
- ②自然との共生のなかで、遊休農地を有効に利用しながら安全な農作物を生産する農地を保全します。
- ③減農薬，減化学肥料栽培及び有機栽培の普及を促進します。

主体別取り組み事項

[市ができること]

- ◇遊休農地の活用を推進します。
- ◇減農薬，減化学肥料栽培及び有機栽培の推進を図ります。
- ◇農産物の地産地消を推進します。

[事業者ができること]

- ◇減農薬，減化学肥料栽培及び有機栽培に努めます。
- ◇トレーサビリティシステム（履歴管理システム）の推進を図ります。
- ◇農地を保全する活動を支援します。

[市民，滞在者ができること]

- ◇農薬，肥料の適切な使用に努めます。
- ◇遊休農地の有効利用に協力します。
- ◇農地への不法投棄・ポイ捨ての防止に努めます。
- ◇地産地消に努めます。

[市民団体ができること]

- ◇遊休農地の有効利用として体験農業などの利活用を図ります。
- ◇地産地消を推進します。

4 多様な野生動植物の保護

【現状と課題】

現在全国において多くの動植物が、生息・生育地の減少や乱獲の影響などにより絶滅または絶滅の危機に瀕しています。

本市で平成14年度に実施した動植物調査では多種多様の動植物が確認されていますが、市街地周辺では野生動植物が生育できる環境が徐々に少なくなっていることがうかがえます。

鳥類では市民団体の観察によると、絶滅が危惧されているオオタカやコジュリンなどが確認されていますが、確認数は少なくなっています。このような野生動植物の保全を進めていくため、現状の把握に努める必要があります。

また、本来地域に存在していない外来種（ブラックバス、ブルーギル、アライグマ、ミズヒマワリなど）も多く確認されており、「入れない、捨てない、広げない」の3原則を啓発していく必要があります。

施策の方向性

**野生動植物の生息・生育地を保全・再生・創造し、
多様な野生動植物が保護されることを目指します**

【目標・目標値】

★野生動植物の生息・生育環境の実態を把握し、良好な生息・生育環境を保全・再生・創造します。

(単位：羽)

指 標	2005年度 (平成17年度) ※2	2009年度現在値 (平成21年度) ※3	2016年度目標値 (平成28年度)
オオタカの観察羽数 ※1	50	26	50
コジュリンの観察羽数 ※1	45	20	45

※ 1 龍ヶ崎バードウォッチングクラブのメッシュ観察記録より

※ 2 調査期間 2005.7～2006.6まで

※ 3 調査期間 2008.7～2009.6まで

《重点施策》

- ①オオタカやコジュリンなど、野生動植物の希少種保護に努めます。
- ②多様な野生動植物が健全な生態系のもと生息・生育できるよう、良好な環境を保全・再生・創造します。
- ③市、市民、市民団体と連携し、動植物の調査を検討します。

主体別取り組み事項

[市ができること]

- ◇市，市民，市民団体と連携し，動植物の調査を検討します。
- ◇動植物についての継続的なデータベースを構築します。
- ◇自然保護活動をしている団体の情報を収集し，広く市民に公表します。
- ◇多様な野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・創造を推進します。
- ◇外来種に関する啓発や駆除に努めます。
- ◇ビオトープの保全・再生・創造活動を推進します。

[事業者ができること]

- ◇多様な野生動植物の保護に努めます。
- ◇事業の際には計画段階において自然環境や動植物の調査（環境アセスメント）を行い，自然環境や生態系を傷つけたり，貴重な動植物の生息・生育地を破壊したりしないよう努めます。
- ◇ビオトープの保全・再生・創造活動に参加します。

[市民，滞在者ができること]

- ◇多様な野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・創造に努めます。
- ◇ペットを野外に放したり，ブラックバスやブルーギルなどの外来種を放したりしません。
- ◇ビオトープの保全・再生・創造活動に参加します。

[市民団体ができること]

- ◇多様な野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・創造に努めます。
- ◇ビオトープの保全・再生・創造活動に参加します。